

## 包括外部監査の結果に係る措置通知について

### 1 措置通知があった包括外部監査

令和2年度 「学校教育に関する財務事務の執行について」

令和3年度 「委託契約に関する事務の執行について」

### 2 いわき市長から措置通知があった日

令和5年1月16日

### 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 市民税課

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(117 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託</u></p> <p>(予定価格について)</p> <p>現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 10 年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状況を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。なお、平成 27 年度契約以降、契約金額に変動がない。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該業務については、「地方税共同機構」(全ての都道府県、市区町村が共同で運営する組織)が提供する eLTAX (地方税ポータルサイト)による各サービス (電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システムにおけるデータの送受信)を受ける際のデータ送受信サーバの管理・運用、回線等の管理等を行うものです。</p> <p>現行の委託事業者以外の者が当該業務を行うにはシステム全体の再構築及び入れ替えが必要となり、新たに初期導入費用が発生すること、また、現行の委託事業者における当該業務の執行状況については、安定した稼働がなされていますが、他社システムに入れ替えた場合、システムの仕様の違い等により安定したデータの確保が行えず課税ミスにつながる可能性があることなどの理由から、当該業務を遂行できるのは、現行の委託事業者のみであるとして、1 者のみから見積書を徴収しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>近年、データの送受信件数は増加傾向にあるものの、契約金額については増加していないこと、また、他市の状況等からも契約金額については概ね適正な金額であると認識しておりますが、今回の指摘を受け、複数の事業者から参考見積書入手し設計書を作成することとしており、令和 5 年度当初予算要求のための設計</p>	

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
		書作成時より実施しています。	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            財政部            市民税課           

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(120 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>令和 2 年度市県民税賦課事務委託(給与支払報告書パンチ業務)</u>                      (予定価格について)</p> <p>現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結しており、予算要求時には過去 3 年間の実績平均によっている等の算定も行っている。また、委託業務への体制を有していないことから選定されていないが、当初の市内事業者は 2 者となっている。設計書作成のために複数の参考見積書入手する方法も検討するべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、プライバシーマーク制度等の認証を有する事業者を優先しなければならないとされており、市内で当該認証を有する事業者は、入札予定業者を含め 2 者となっています。</p> <p>当該業務は、住民税の課税資料である大量の紙データ(給与支払報告書及び公的年金等支払報告書)を短期間に電子データ化する業務で、相当数の人員が必要になりますが、入札予定業者以外の事業者においては、期間内に処理できる体制を有していないとの見解が示されており、当該業務を遂行できる事業者は、入札予定業者のみであることから、1 者のみから見積書を徴収しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今回の指摘を受け、複数の事業者から参考見積書入手し設計書を作成することとしており、令和 5 年度当初予算要求のための設計書作成時より実施しています。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            会計室           

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(108 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>金融機関財務力評価・アドバイス業務委託</u>                      (予定価格について)</p> <p>現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結していることから、見積書徴収後に、過去の状況を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づく信用格付業者に登録されている全 7 者 (同一機関があるため 5 者) に対して事前に意向確認を行い、受注可能と回答のあった 1 者との特命随意契約により委託を行ったものです。</p> <p>この際、予定価格の設定については、当該入札予定業者 1 者からの見積書に基づき算定する取扱いとしておりましたが、当該見積金額 (予定価格) の妥当性について検証が必要との認識に至らなかったことが要因と考えております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 4 年度の業務委託にあたり、従前通りに対象となる全業者に事前の意向確認を行いましたが、受注可能と回答のあったのは前年と同一業者 1 者のみという結果になりました。</p> <p>このため、当該業者と特命随意契約を行いましたが、予定価格の設定にあたっては、公表されている国の単価等を参考にして算出したところでした。</p> <p>結果として、予定価格と業者の当初見積金額が同額となっておりますが、当該予定価格の妥当性が確認できたことから、今後も同様の手法により適正な予定価格を設定してまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            財政部            税務課           

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(112 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市電子計算器利用業務委託(市税収納パンチ業務、通知書作成業務)</u></p> <p>(見積金額の妥当性について)</p> <p>1 者随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。2 人以上の見積書の入手を省略できるのは例外事項であることから、市が委託先からの見積金額の妥当性を判断した根拠について、文書に記録しておくのが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>通知書作成業務は、当市のホストコンピューター (税オンラインシステム) で管理されているデータから出力する作業であるため、当該システムを管理している事業者以外には行えない業務であり、また、市税収納パンチ業務は、通知書作成業務に付随する業務であることから、業務効率化を図るため、両業務を一体として捉え、同事業者のみから見積書を入手し、1 者随意契約としているものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今般の意見を踏まえ、今後は、2 人以上から見積書を入手し、業務の効率性に加え、見積金額の妥当性について慎重に検討するとともに、その内容を記録することとします。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            財政部            税務課           

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(115 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市税等収納代行業務委託(コンビニ収納委託)</u></p> <p>(業務範囲の見直しについて)</p> <p>入札参加者を増やし、競争性を確保するために、同業他社に提携コンビニエンスストアについて事前ヒアリングを行い、当市における利用実績を踏まえ、市民サービスへの影響を考慮した上で、指定コンビニエンスストアの見直しの可否について検討を行うことが望まれる。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該業務委託については、平成 27 年度から一般競争入札に付していますが、取扱いコンビニエンスストア等の指定にあたっては、前年の利用実績に基づくこととしているため、とりわけ利用件数が少ないようなコンビニエンスストア等とは提携していない同業他社が入札に参加せず、結果として応札したのが 1 社となったものと考えます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現在、当該業務委託の契約更新 (令和 5～6 年度分の契約) 時期が近づいており、同契約に係る一般競争入札の準備を進めているところですが、取扱い可能なコンビニエンスストアのうち、年間の利用実績が少ない業者 (年間の利用件数が 2 桁以下・3 社が該当) については仕様に含める必要性や効果が低いことから、これらを必須としないこととし、より制限の少ない仕様での入札を予定しております。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            財政部 市民税課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(118 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>電子申告システム、年金特徴システム及び</u> <u>国税連携システム運營業務委託</u> (業者選定について)</p> <p>随意契約の理由において「現行の委託事業者以外では、新たな初期導入費用が発生すること、他社システム入れ替えによる課税ミス等に繋がる危険性が高まる。」との記載がある。業者選定については、年初から年度当初 (当初賦課時期) は、システムによる処理量が多いこと、年度当初におけるシステムの入替えは、安全かつ円滑な処理を確保できるとは言えない時期であること、また、当該時期以外のシステム入れ替えについては、入札契約事務や管理が煩雑化するものの、相対的な経済性を確保できるかは不確実であり、安定運用を優先して行っていないとの回答である。現行の業者で特に問題なく安定的な稼働が維持されていることは事実であるが、その一方で契約金額に変化がなく、価格の競争性が必ずしも確保されていないことを踏まえ、他にも認定委託先事業者が登録されているため、少なくとも複数の業者から見積書を入手することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現行の委託事業者以外の者が当該業務を行うにはシステム全体の再構築及び入れ替えが必要となり、新たに初期導入費用が発生すること、また、現行の委託事業者における当該業務の執行状況については、安定した稼働がなされていますが、他社システムに入れ替えた場合、システムの仕様の違い等により安定したデータの確保が行えず課税ミスにつながる可能性があることなどの理由から、当該業務を遂行できるのは、現行の委託事業者のみであると見て、1 者のみから見積書を徴収しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>近年、データの送受信件数は増加傾向にあるものの、契約金額については増加していないこと、また、他市の状況等からも契約金額については概ね適正な金額であると認識しておりますが、今回の指摘を受け、複数の事業者から参考見積書を入手し設計書を作成することとしており、令和 5 年度当初予算要求のための設計書作成時より実施しています。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            財政部            市民税課           

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(118 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託</u></p> <p>(チェック項目について)</p> <p>いわき市では、随意契約という特殊性もあり 2 名による確認表を用いて契約内容を確認している。今回の契約における共通確認事項(5)障がい者就労施設等からの優先調達推進にチェックしている。配慮事項との認識でチェックしているが、該当しない項目であるか否かを検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>随意契約の共通確認事項の一つとして、「障がい者就労施設等からの優先調達の推進」が掲げられていることから、当該業務について、調達が可能か否かの確認を行い、当該業務の場合には「該当しないことを確認した」という意味でチェックをしていました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今回の指摘を受け、「いわき市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づく対象施設等からの調達の具体的な内容に合致しない場合には、該当しない項目として対応することとし、令和 5 年度業務委託契約から実施することとします。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            財政部            市民税課           

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(118 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託</u></p> <p>(運營業務委託契約書の条項について)</p> <p>運營業務委託契約書第 18 条 (検査及び引渡し) において、業務完了報告書には成果品を添えてと規定されている。成果品の有無を確認したところ、契約書は一般的な委託契約事項を網羅するように作成している、との回答であった。必要のない規定の文言は削除するか、成果品の提出については適用しない等の条項の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該業務委託契約書につきましては、一般的な委託契約事項を網羅するよう作成していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該業務の具体的な成果品については、電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システムにおけるデータの送受信の運用結果であり、当該運用が問題なく行われていることが常に確認できるものとなっており、成果品として特に求める必要が無いことから、今回の指摘を受け、必要がない条文を削除するなどの見直しを行うこととし、令和 5 年度業務委託契約から実施することとします。</p>		